

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(計画の通知への準用)

第二十四条 第一条、第六条、第二十二條及び前條の規定は、法第十八條第二項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に準用する。

2| 第五條第二項の規定は、法第十八條第二十項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき完了の通知（法第十八條第二項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。

3| 第五條第四項の規定は、法第十八條第四項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。

4| 第八條並びに第十四條第一項及び第三項の規定は、法第十八條第三項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第十四條第一項第二号中「別記第八号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の七様式による計画通知書」と、同項第三号中「別記第十号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の九様式による計画通知書」と、同項第四号中

旧

(計画の通知への準用)

第二十四条 第一条、第六条、第二十二條及び前條の規定は、法第十八條第二項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知に準用する。

2| 第五條第二項、第八條及び第十四條の規定は、法第十八條第三項（法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第十四條第一項第二号中「別記第八号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の七様式による計画通知書」と、同項第三号中「別記第十号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の九様式による計画通知書」と、同項第四号中

中「別記第十一号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の十様式による計画通知書」と読み替えるものとする。

5| 第十四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第四項の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第十四条第二項中「第三条の五第三項第一号イからニまで」とあるのは「第八条の二第七項第一号イからニまで」と、「別記第二号様式の第四面から第六面まで」とあるのは「別記第四十二号様式の第四面から第六面まで」と読み替えるものとする。

「別記第十一号様式による申請書」とあるのは「別記第四十二号の様式による計画通知書」と読み替えるものとする。